

作成要領

1. リスクアセスメントとは

現場に潜在する労働災害の発生原因となる危険性又は有害性を特定し、特定した危険性又は有害性を「災害の重篤度（重大性）」及び「災害の可能性（頻度・度合）」からリスクを見積もり、危険性又は有害性を除去・低減し、安全衛生水準の向上を目指すことを目的とする手法です。

2. リスクアセスメントの実施に関する法的根拠

- ・ 改正労働安全衛生法 28条2項 平成18年4月1日試行
事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3. リスクアセスメントを実施する時期

- ・ 店社の場合 年度の安全管理計画書作成時
 - ① 安全パトロールの結果に基づき是正指導・改善が必要な時
 - ② 災害が発生し再発防止対策を検討する時
 - ③ 新しい機械導入に当たっての教育する時
 - ④ 法改正、行政、発注者、元請より指導があった時
- ・ 現場の場合 受注工事の施工計画作成に当たって安全管理計画の立案時
建災防作成の現場の危険性の特定・対策検討記録（様式例）を使用
 - ① 店社の安全管理方針並びに災害防止対策を盛り込む
 - ② 工事の特性
 - ③ 現地の状況
 - ④ 発注者、監理者、近隣
 - ⑤ 会社方針・情報他
 - ⑥ その他現場で随時実施が求められる時（協力業者交えて）
 - ① 作業員が不安に感じる時
 - ② 災害が発生した時
 - ③ 施工方法を変えた時

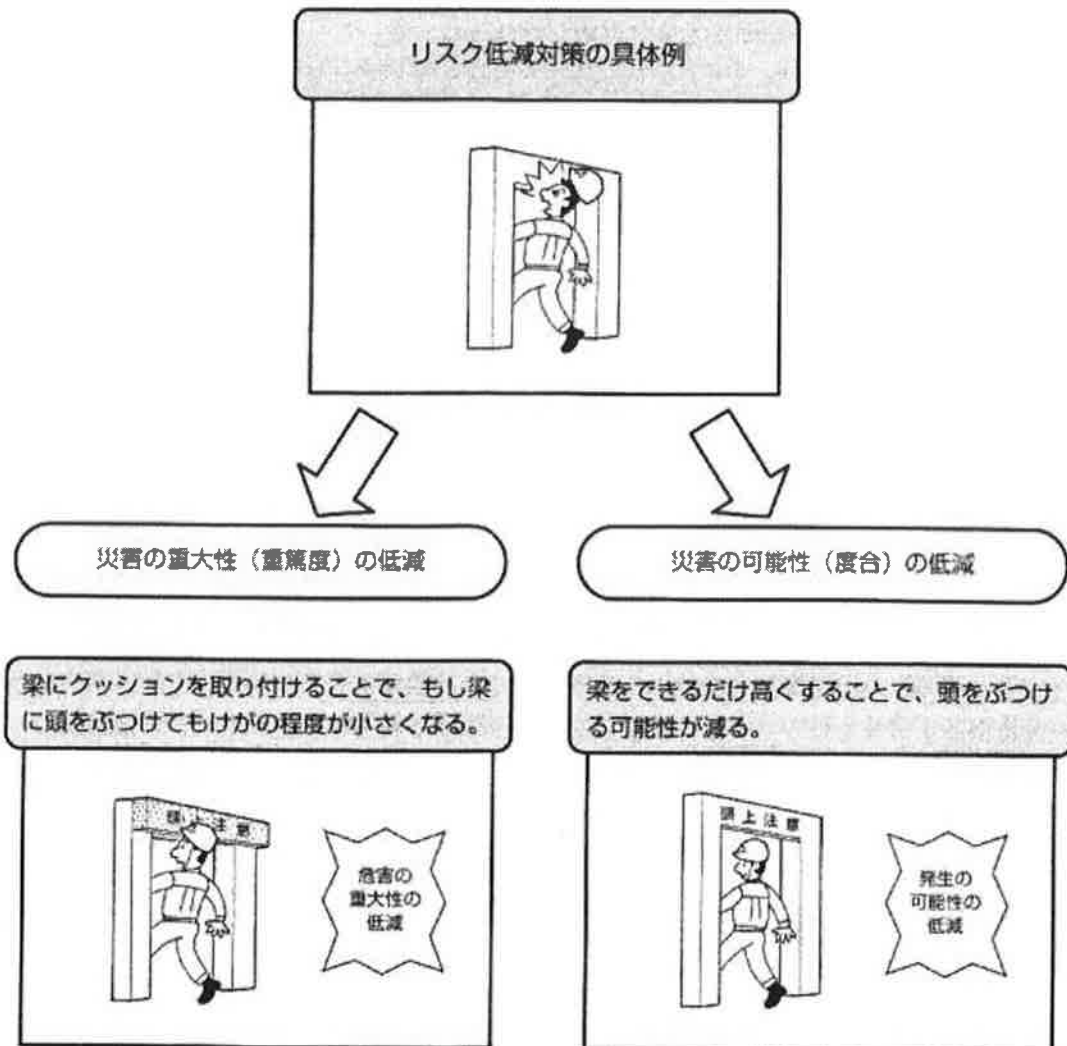
- ④ 新しい機械を導入した時
- ⑤ 社内指示並びに法改正、行政、発注者、元請より指導があった時

4. リスクアセスメントの実施の目的

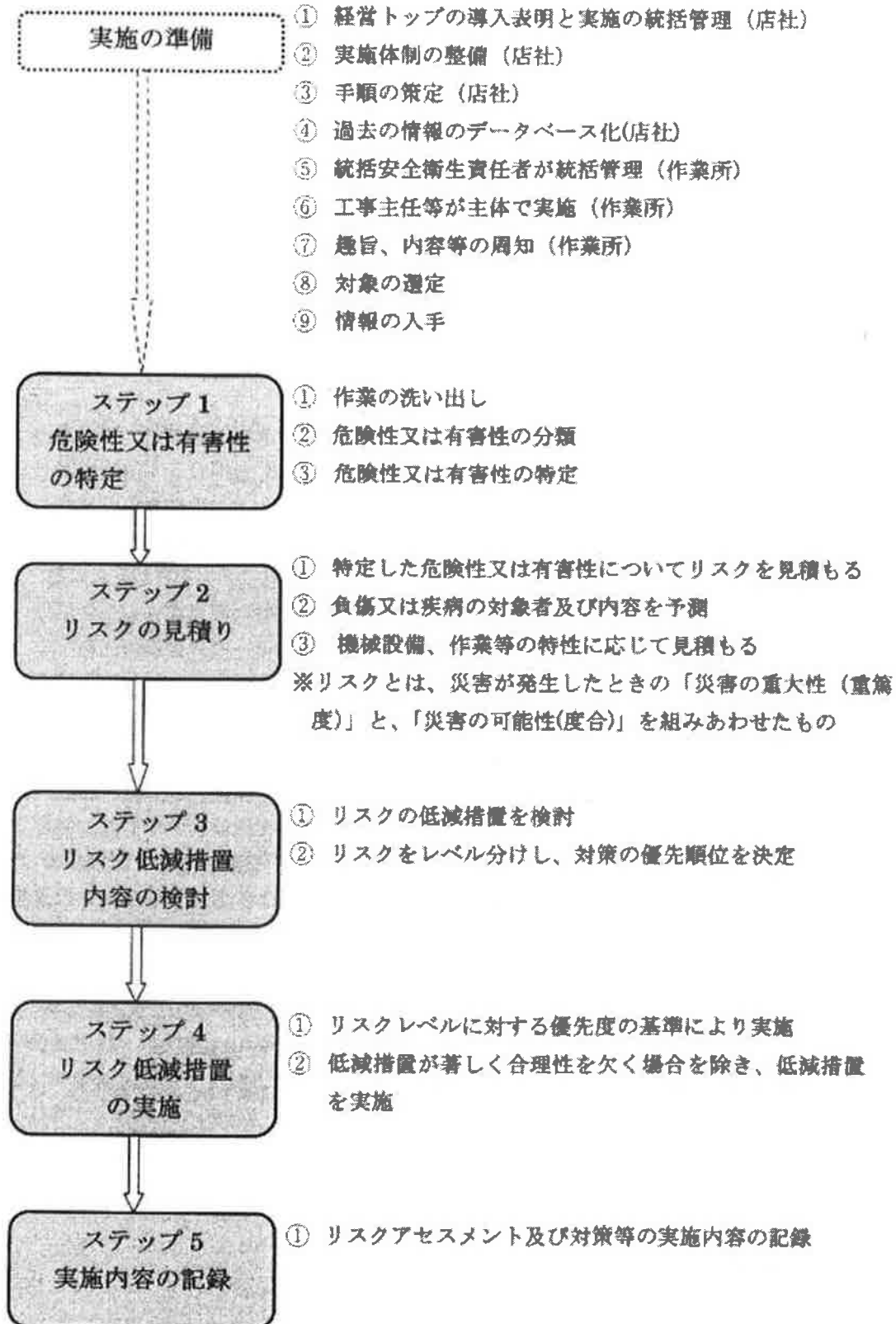
リスクアセスメントの目的

災害の重大性 （重篤度） 災害発生の 可能性（度合）	軽微 （不休業災害）	重大 （休業災害）	極めて重大 （死亡・障害）
ほとんど起こらない	極めて小さい （対策の必要なし）	かなり小さい （現時点では必要なし）	中程度 （何らかの対策が必要）
たまに起こる	かなり小さい （現時点では必要なし）	中程度 （何らかの対策が必要）	かなり大きい （技術的対策が必要）
かなり起こる	中程度 （何らかの対策が必要）	かなり大きい （技術的対策が必要）	極めて大きい （即座に対策が必要）

リスクアセスメントの概要



5. リスクアセスメントの実施の手順



6. 施工計画に盛り込むリスクアセスメントの具体的実施要領

1) 危険性又は有害性の特定

- ① 現場の施工計画作成時の危険性の特定及び対策検討記録（様式例）にて実施
- ・ 検討事項は様式例を参照し、受注工事で検討しなければならぬ事項を列挙する。
 - ・ 列挙した検討事項に沿ってその工事の危険性・有害性を記述する。
 - ・ **危険性・有害性の記述には、「どのような作業の時、どのようになって、どのような災害にあう」と災害になる原因を明記したうえで記述する。**

記 述 例

作業名	危険性又は有害性を明らかにした予測災害
掘削作業	重機旋回中、 旋回範囲内を作業員が通行し 、重機に挟まれる。
同 上	ダンプの幌掛け作業中、運転手がスリッパで幌掛けし、 足を滑らせ転落する。

作業名	危険性又は有害性を明らかにした予測災害
足場組立作業	部材運搬作業で、移動中、仮設材に つまずき バランスを崩し転落する。
同 上	建枠組立て作業中、 安全帯を掛ける設備が無く 、安全帯を使用せず作業したため墜落する。

2) リスクの見積り

- ① 洗い出した危険性又は有害性等が「どのくらい危険なものか」見積り基準を作成し、明らかにする。この見積り基準は会社独自で決定して良い
- ② 見積りは、大まかにする。
- ③ 「災害の可能性」と「災害の重篤度」の2つの要素で見積りする。

見積り基準を基にしたリスクの見積り例

重篤度（重大性） 可能性（度合）	軽微 （不休災害）	重大 （休業災害）	極めて重大 （死亡・障害）
ほとんど起こらない （5年に1回程度）	1 + 1 = 2 危険度 1	2 + 1 = 3 危険度 2	3 + 1 = 4 危険度 3
たまに起きる （1年に1回程度）	1 + 2 = 3 危険度 2	2 + 2 = 4 危険度 3	3 + 2 = 5 危険度 4
かなり起きる （6ヶ月に1回程度）	1 + 3 = 4 危険度 3	2 + 3 = 5 危険度 4	3 + 3 = 6 危険度 5

3) リスク低減措置内容の検討及び低減措置の実施

- ・リスクの見積りによるリスクレベル（危険度）で定められた優先度で、リスクを低減するための対策を決定する。リスクレベル（危険度）に対する優先度を示した低減措置検討基準を明らかにしておく必要がある。

リスクレベル（危険度）と優先度（低減対策検討基準）の例

リスクレベル（危険度）	優先度（低減対策検討基準）
5	即座に他の方法に回避する必要がある
4	抜本的な措置を早急に実施する必要がある
3	計画的な改善が必要である
2	何らかの改善が必要である
1	状況により改善を実施する

- ・リスク低減措置の検討内容及びその際の留意事項は次のとおりです。
 - 1) 法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず措置を実施するとともに、次にあげる（1）～（4）の順番にリスク低減措置内容を検討の上、実施します。
 - （1）設計や計画の段階から作業者の就業に係る危険性又は有害性を低減する。
 - ① 高所で行う作業を地上で行う等、危険な作業の廃止・変更
 - ② より危険性又は有害性の低い材料等への代替
 - ③ より安全な施工方法への変更
 - （2）安全装置等の対策を実施する。
 - （3）上記、2つの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対し、作業標準・作業手順の整備、立ち入り禁止措置、ばく露監理、警報装置、二人組制の採用、教育訓練、健康管理等の作業者を管理することによる対策を実施します。
 - （4）呼吸用保護具や保護衣の使用を義務付ける。ただし、上記3つの措置の代替とすることはできません。
 - 2) 検討に当たっては、公害その他一般公衆の災害を防止するための法令等に違反しないようにします。
 - 3) 低減されるリスクの効果に比較して、必要な費用等が大幅に大きいなど、両者に著しい不均衡が生じる等、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられる場合を除き、可能な限り1)の順番でリスク低減措置を実施します。

しかし、不均衡を発生させる場合であっても、死亡や重篤な後遺障害をもたらす可能性が高い場合等、対策の実施に著しく合理性を欠くとはいえない場合には、措置を実施します。
 - 4) 適切なリスク低減として、上記（3）のような不均衡とならない合理的で実現可能な程度の低いレベルにまでリスクをさげます。

4、実施内容の記録

会社において実施したリスクアセスメントに関する記録は理解しやすいものとし、常に誰でも閲覧可能にし、その後のリスクアセスメントに反映させなければなりません。そのためには、すべての記録を保管することが重要です。

- 1) 記録すべき事項
 - (1) 洗い出した作業
 - (2) 特定した危険性又は有害性
 - (3) 見積もったリスク
 - (4) 設定したリスク低減措置の優先度
 - (5) 実施したリスク低減措置の内容

- 2) 記録保管の主な効果としては次のような事項があげられる。
 - (1) 自由に閲覧できるようにすることによって、リスクアセスメントに対する共通の理解、認識ができます。
 - (2) 毎日の危険予知活動等の災害防止活動に活用できます。
 - (3) 企業の財産として社員が共有できます。
 - (4) 作業教育の教材として活用できます。